

令和6年度峡東地域広域水道企業団資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項により審査に附された、令和6年度峡東地域広域水道企業団資金不足比率及び関係書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

令和7年8月8日

監査委員 有賀公子



監査委員 藤巻豊彦



1 審査の対象

令和6年度峡東地域広域水道企業団水道用水供給事業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 審査の方法

企業長から提出された令和6年度峡東地域広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査した。

4 審査の結果

審査に付された、令和6年度峡東地域広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率は、法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係書類と符合しており、適正に作成されているものと認められた。企業団においては資金不足が生じておらず、経営健全化基準の20%に照らして良好な状態にあると認められた。企業団は、水道用水供給料金を財源とした独立採算制が基本であり、今後さらに経営の効率化を図り、経営健全化に取り組んでいただきたい。

令和6年度

峡東地域広域水道企業団
水道用水供給事業会計

資金不足比率報告書

令和6年度峡東地域広域水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度峡東地域広域水道企業団決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

・地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく資金不足比率

資金不足比率	経営健全化判断基準	備 考
—	20%	資金不足額なし

※資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「—」で表示

・資金不足率の算定式

$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} = \text{資金不足率}$

※資金不足額＝(流動負債＋建設改良費以外の地方債残高－流動資産)－解消可能資金不足額

※事業規模＝営業収益－受託工事収益

・数値(決算額)

項 目	数 値
流動負債	213,490,544
建設改良費以外で財源に充てるために起こした地方債の残高	0
流動資産	3,746,420,313
解消可能資金不足額	0
営業収益	728,175,000
受託工事収益	0

$$\frac{(213,490,544 + 0 - 3,746,420,313) - 0}{(728,175,000 - 0)} \times 100 = \Delta 485.2 \%$$

(流動資産が大きく、経営健全化判断基準の20%以下であり資金不足が生じていない)